

新居浜市市制施行90周年プロモーション事業実施業務公募型プロポーザル実施要領

この公募型プロポーザル実施要領は、新居浜市が実施する「新居浜市市制施行90周年プロモーション事業実施業務（以下「本業務」という。）」の受託候補者を、公募型プロポーザルにより選定するために必要な事項を定めるものである。

1 本業務の概要

- (1) 業務名 新居浜市市制施行90周年プロモーション事業実施業務
- (2) 目的 本業務は、本市が来年市制施行90周年を迎えるにあたり、民間事業者の提案によるプレ事業の実施、市民参加型モザイクアートの制作、90周年ロゴマークの制作及びWeb・SNS・メディア等の各種媒体を活用した情報発信を行うことにより、市制施行90周年に向けた機運の醸成及び一体感の創出を図るとともに、市内外に向けた効果的な情報発信を通じて、本市の認知度向上及び本市の魅力や価値の向上につなげ、100周年を見据えた新たなまちづくりの契機とすることを目的とする。
- (3) 業務内容 別紙「新居浜市市制施行90周年プロモーション事業実施業務仕様書（以下「仕様書」という。）」のとおり
- (4) 履行期間 契約締結の日から令和9年3月31日まで
- (5) 提案上限額 6,000,000円（消費税及び地方消費税を含む。）

2 参加資格要件

参加資格を有する者は、参加資格確認申請書提出時において次に掲げる要件をすべて満たすものとする。

- (1) 本業務の実施年度において、新居浜市入札（見積）参加資格審査要綱（平成21年要綱第4号）の規定により入札（見積）参加資格の認定を受けていること。ただし、受託候補者となった時点で速やかに認定を受けることができる者については、この限りではない。
- (2) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4第1項の規定のほか、次の要件に該当しない者であること。
 - ア 会社更生法（平成14年法律第154号）の適用を申請した後、同法に基づく裁判所からの更生手続開始決定がされていないこと。
 - イ 民事再生法（平成11年法律第225号）の適用を申請した後、同法に基づく裁判所からの再生手続開始決定がされていないこと。
 - ウ 役員等（個人である場合にはその者を、法人である場合にはその役員（執行役員を含む。）又はその支店若しくは常時契約を締結する事務所の代表者をいう。以下同じ。）が暴力団員等（新居浜

市暴力団排除条例（平成２３年条例第２９号）第２条第３号に規定する暴力団員等をいう。以下同じ。）であると認められること。

エ 暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成３年法律第７７号）第２条第２号に規定する暴力団をいう。以下同じ。）又は暴力団員等が経営に実質的に関与していると認められること。

オ 役員等が自己、自社若しくは第三者の不正な利益を図る目的又は第三者に損害を加える目的をもって、暴力団又は暴力団員等を利用するなどしたと認められること。

カ 役員等が、暴力団又は暴力団員等に対して資金等を供給し、便宜を供与するなど直接的若しくは積極的に暴力団の維持、運営に協力し、又は関与していると認められること。

キ 役員等が、暴力団又は暴力団員等と社会的に非難されるべき関係を有していると認められること。

（３）参加資格確認申請書の提出期限の日から契約締結の日までの期間に、新居浜市建設工事指名停止措置要綱（平成２年制定）又は新居浜市物品売買等指名停止措置要綱（平成１９年要綱第３号）の規定による指名停止を受けていないこと。

（４）過去５年間（令和３年度から令和７年度まで）に、国又は地方公共団体等が発注したプロモーションに関する類似業務の受託実績があること。

３ スケジュール（予定）

内 容	期 日
公募型プロポーザル実施要領の公表 （市ホームページでの公表）	令和８年９月３０日（水）
質問書提出期限	令和８年１０月７日（水）
質問書への回答期限	令和８年１０月９日（金）
参加資格確認申請書等提出期限	令和８年１０月１３日（火）
参加資格確認結果通知	令和８年１０月１５日（木）
参加資格がないと認められた者の説明請求期限	令和８年１０月１９日（月）
説明を求めた者への回答期限	令和８年１０月２１日（水）
企画提案書等提出期限	令和８年１０月２３日（金）
プレゼンテーション及びヒアリング	令和８年１０月２８日（水）
審査結果通知	令和８年１０月３０日（金）
契約締結（予定）	令和８年１１月２日（月）

４ 参加資格審査等

（１）実施要領の公表

令和８年９月３０日（水）に新居浜市ホームページにて公表する。

(2) 質問書の提出及び回答

ア 質問書提出期間

実施要領公表開始の日から令和8年10月7日（水）17時15分まで

イ 質問書の提出方法

質問書（様式3）を、担当課まで電子メール又はFAXで提出すること。なお、質問書の提出後、必ず電話で提出した旨を伝えること。

ウ 質問書に対する回答方法

質問書に対する回答は、令和8年10月9日（金）17時15分までに、新居浜市ホームページに掲載する。

(3) 参加資格確認申請書等の提出

ア 提出書類

(ア) 公募型プロポーザル参加資格確認申請書兼誓約書（様式1）

(イ) 会社の概要がわかる資料（パンフレット可）

(ウ) 過去5年間（令和3年度から令和7年度まで）に、国又は地方公共団体等のプロモーションに関連する類似業務の受託実績があることを確認できる資料（契約書の写し等）

イ 提出期限

令和8年10月13日（火）17時15分まで（必着）

ウ 提出先

新居浜市一宮町一丁目5番1号

新居浜市企画部総合政策課（新居浜市役所3階）

エ 提出方法

持参又は郵送。持参の場合は、土日、祝日を除く午前8時30分から午後5時15分までとする。郵送の場合は書留郵便とし、提出期限までに電話で到着を確認すること。

(4) 参加資格審査及び結果通知

参加資格確認申請書等に基づき、参加資格要件を満たしているかの審査を行い、審査結果を令和8年10月15日（木）までに郵送及び電子メールにより通知する。

(5) 参加資格がないと認めた者に対する理由の説明

参加資格がないと認められた者は、副市長に対して参加資格がないと認めた理由について、書面により説明を求めることができるものとする。この場合においては、令和8年10月19日（月）17時15分までに当該書面を持参の上、提出しなければならない。

副市長は、説明を求められたときは、説明を求めた者に対し令和8年10月21日（水）17時15分までに、書面（電子メール）により回答する。

5 企画提案書等の提出

(1) 提出書類

ア 企画提案書提出届（様式4）

イ 企画提案書（様式任意）

(別紙1「企画提案書等の作成に係る留意事項」参照)

- ウ 関連業務受託実績 (様式5)
- エ 業務の実施体制 (様式6)
- オ 担当者の経歴 (様式7・担当者ごとに作成)
- カ 業務スケジュール (様式8)

(別紙1「企画提案書等の作成に係る留意事項」参照)

キ 見積書

仕様書に基づき、本業務に係る見積書(税込・捺印)を提出すること。

(ア～カは原本を1部、写しを8部それぞれ提出し、キは原本を1部提出すること。)

提出書類の用紙は、A4サイズ(一部A3版折込み可)、縦型・横書き・片面・左とじを基本とする。

(2) 提出期限

令和8年10月23日(金) 17時15分まで(必着)

(3) 提出先

新居浜市一宮町一丁目5番1号

新居浜市企画部総合政策課(新居浜市役所3階)

(4) 提出方法

持参又は郵送。持参の場合は、土日、祝日を除く午前8時30分から午後5時15分までとする。郵送の場合は書留郵便とし、提出期限までに電話で到着を確認すること。

(5) その他

企画提案書等について、提出後の追加や修正は認めない。

6 プレゼンテーション及びヒアリングの実施

(1) 実施日

令和8年10月28日(水) ※時間及び場所は別途通知する。

(2) 出席者等

出席者は3名以内(パソコン等の操作をする者を含む。)とし、プレゼンテーションを行う者は本業務に携わる者又は担当者とする。

(3) 説明時間

1企画提案者につき、概要説明及びプレゼンテーション15分、ヒアリング10分の計25分以内とする。説明時間を超過した場合は、プレゼンテーション等が途中であっても打ち切ることとする。

(4) その他

ア プレゼンテーションは企画提案書等を基に行うこととし、追加資料の配布は認めない。ただし、企画提案書等に関わる図や写真を用いた説明用パネル等の使用は可能とする。

イ プレゼンテーションでパソコンを使用する場合、当該パソコンは参加資格者が準備及び持参するものとし、外部ディスプレイは市が準備する。

- ウ 指定時間の１０分前までに待機すること。遅刻又は欠席した場合は失格とする。
- エ 他の企画提案者のプレゼンテーション及びヒアリングを傍聴することはできない。

7 審査方法等

(1) 審査方法

「新居浜市市制施行９０周年プロモーション事業実施業務プロポーザル選定委員会」において、企画提案書及びプレゼンテーション等の内容を総合的に審査する。

(2) 審査項目及び配点

審査項目及び配点は次のとおりとし、最低基準点を超えた者の中で最も点数の高い提案をした者を受託候補者とする。なお、複数の企画提案者が同点（最高点）の場合は、委員の多数決をもって受託候補者を決定し、さらに同数の場合は、委員長が決定する。

審査項目	審査事項	評価基準点 (最低基準点)
業務実施体制 (25点)	業務実績は広範かつ十分か。類似業務に関する業務実績は十分か。	10点 (5点)
	本業務を迅速に遂行するために、管理責任者及び担当スタッフが十分に配置されており、本業務を確実に遂行できるスケジュールとなっているか。	15点 (8点)
企画提案書等の 提案内容 (65点)	本業務の目的及び内容等の理解度が高く、提案内容の着眼点、分析力が優れているか。	15点 (8点)
	市制施行９０周年に向けた機運醸成、市民参加及び市内外への効果的な情報発信につながる提案となっているか。	20点 (10点)
	モザイクアート、事業者提案によるプレ事業、ロゴマーク作成及び情報発信等について、仕様書に掲げる目的に沿って、独自性・工夫のある効果的な提案となっているか。	30点 (15点)
価 格 (10点)	基本点（10点）× (1－見積価格／契約上限額)	10点
合 計		100点

(3) 最低基準点

最低基準点は５０点とする。

(4) その他

企画提案者が１者の場合でも審査を行い、最低基準点を超えた場合は、受託候補者とする。

8 審査結果の通知及び公表

(1) 審査結果の通知

審査結果については、令和8年10月30日（金）に企画提案者全員に対して、郵送及び電子メールにて通知する。

(2) 審査結果の公表

審査結果の通知後、市ホームページにより審査結果を公表する。

9 失格要件

次に掲げる要件に該当する場合は、失格とする。

- (1) 契約締結までの間に、上記「2 参加資格要件」を満たさなくなった場合
- (2) 委員会の委員又は関係者に対して、直接的又は間接的に問わず故意に接触をした場合など、委員会の公平性を害する行為があった場合
- (3) 他の企画提案者と応募提案の内容等について相談を行った場合
- (4) 提出書類に虚偽の記載があった場合
- (5) 提出期限までに提出書類の提出がない場合
- (6) 上記「1 本業務の概要 (5) 提案上限額」を超える金額で提案された場合
- (7) プレゼンテーション及びヒアリングに遅刻又は欠席した場合
- (8) その他本実施要領に違反した場合

10 契約の締結

受託候補者と業務内容（業務仕様書、契約書、契約に必要な図書類）について協議し、協議が合意に達した場合は、当該受託候補者を契約候補者とし、契約手続きに移行する。協議が合意に達しない場合は、次順位の企画提案者を受託候補者とし、同様の協議及び手続きを行う。

※本プロポーザルは、企画提案者の順位を決定するものであり、提案の採用を決定するものではない。業務内容や契約金額等は協議により最終決定する。

11 その他

- (1) 本プロポーザルに要する経費（企画提案書等の作成及び提出、プレゼンテーションに関する費用等）は、参加者の負担とする。
- (2) 提出書類等の著作権は参加者に属するが、選定を行う作業や議会報告等に必要な場合には、参加者に承諾なく、無償で利用できるものとする。
- (3) 提出書類等は、提案者の技術的ノウハウを含む機密に係る事項（個人情報を含む。）を除き、情報の公開を行う場合がある。
- (4) 提出書類等の返却、訂正、追加、差替え及び再提出には応じない。
- (5) 1企画提案者につき、提出できる企画提案は1件とする。
- (6) 参加資格者は、参加辞退届の提出により本プロポーザルへの参加を辞退することができる。
なお、参加を辞退したことにより、今後の本市との契約について不利益な取扱いを受けるもの

ではない。

【問合せ先】

〒792-8585 愛媛県新居浜市一宮町一丁目5番1号
新居浜市企画部総合政策課

電話番号：0897—65—1210

FAX：0897—65—1216

電子メール：seisaku@city.niihama.lg.jp